平成２７年（フ）第３０１号
茨城県鉾田市安塚866番地１
債務者　八島　　仁
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１５号
茨城県ひたちなか市大字勝倉2678番地12　メープルファーム照山Ｉ棟103号
債務者　渡邉　順子
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４１４号
栃木県宇都宮市野沢町350番地１　コーポ桜Ⅱ－102号、前住所茨城県ひたちなか市磯崎町3669番地５
債務者　黒澤　正道
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３６号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2466番地の69
債務者　佐藤真由美こと　ＳＡＴＯ　ＳＯＮＩＡ　ＭＡＹＵＭＩ
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１３７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2466番地の69
債務者　佐藤　清鴻
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１３８号
群馬県館林市西高根町33番地の14　Ｆｕｓｈｉｍｉハイツ－102、前住所栃木県佐野市犬伏下町1796番地３　パナハイツ富士Ｂ－201
債務者　山根　光也（旧姓小久保）
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第９７８号
埼玉県加須市鴻茎８番地39
債務者　内藤由美子（旧姓吉野）
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９８７号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸４丁目５番15号　サンフィールド102号
債務者　清水　俊宏
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９１号
さいたま市南区鹿手袋３丁目20番８－107号、旧住所さいたま市南区鹿手袋７丁目９番７号
債務者　山川　松男
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００３号
さいたま市南区大谷場１丁目２番17号
債務者　小川　嘉一
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２４号
埼玉県桶川市末広３丁目６番11号　第二斉藤コーポ102号
債務者　杉原　直樹
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３２号
さいたま市浦和区木崎５丁目23番14号　アヴィオール榮101
債務者　原田　早苗（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９１号
埼玉県北本市栄７番地　１－４－206
債務者　金子かおる
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１０号
埼玉県川口市大字東本郷1031番地の１　イーストビレッジ103号
債務者　勝見美和子
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２０号
埼玉県北本市栄７番地　４－３－104、旧住所埼玉県北本市荒井２丁目20番地
債務者　佐藤　久枝
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２１号
さいたま市西区大字指扇538番地　コーポコジマＡ棟201号室
債務者　杉山　剛一
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番１－604号
債務者　カムルル　ハサン　ラスカー
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係